

○議決対象の拡大(地方自治法96条の2項の活用)

民主党	○ 総合マスタープランや分野別のマスタープラン等
自由民主党	○ 基本計画や長期計画の策定等 ○ 法定受託事務に係る事務 ○ 人事案件の委員会付託
公明党	○ 行政計画の策定, 変更, 廃止 ○ 姉妹都市など他の団体との提携, 交流など
日本共産党	○ 基本計画など, 市の将来に関わるような事項 ○ 都市計画決定など, 審議会で審議されている内容 ○ 一定額以上の出資, 出捐
みんなの党	○ 市及び各局のマスタープラン, 基本計画策定時の素案, 中間報告, 及び最終報告 ○ あり方検討会などの審議会での委員構成, 中間報告, 及び最終報告 ○ 市が, 他団体と結ぶ提携又は協定
自民党神戸	○ 基本計画等の重要な行政計画 ○ 各局別の長期計画等
新社会党	○ 基本計画等の重要な行政計画の策定等 ○ 法定受託事務
住民投票☆市民力	○ 基本構想及び基本計画 ○ 市民生活に密着した重要な行政計画
たちあがれ日本	○ 基本計画等の重要な行政計画の策定

○調査権限の在り方と100条委員会

民主党	○ 監視機能を果たすために現行通り必要。
自由民主党	○ 個人への極端な追求の場となり、本来の調査に支障がある場合が見受けられるため、運用面の改善が必要。
公明党	<p>○ 常任、特別委員会所管の事項に関する情報請求については、執行機関は特段の事由がないかぎり真摯に応えるべきものである。このことは、議会基本条例の制定に際しては、明文規定として盛り込むことも必要である。</p> <p>○ また、議会の運営が現実には会派を意見集約、合議の単位として進められていることを鑑みると、会派としての情報請求権はあるものとする。</p> <p>○ 次に、議員個人の情報請求権については、特段明文規定もないが、市民の代表として選挙で選出された議員個人の調査権を否定することは、妥当ではない。</p> <p>○ ただ、会派や委員会そして議会全体の調査権行使に資するものであるべき、という内在的制約は当然ある。</p> <p>○ このような趣旨を踏まえ、議員個人の情報請求権について明文の規定をおくことは妨げないものとする。</p>
日本共産党	<p>○ 議会として積極的に100条調査権を活用すべき。</p> <p>○ 学識経験者も加えた調査機関の設置については、積極的に検討すべき。</p> <p>○ 議員の調査活動にも必要な権限を付与し、必要な情報、資料の提供も行われるべき。</p>
みんなの党	<p>○ 調査権の強化には賛成である。</p> <p>* 学識経験者で構成する調査機関については、議員の参加も認める。</p> <p>* 委員会での資料請求権に関しては、1名からでも可能とする。</p>
自民党神戸	○ 現状の調査権限で了とする。
新社会党	○ 法改正に及ぶ課題も含まれることから、今後の課題として考えるべき。

<p>住民投票☆市民力</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 委員会等において、執行機関・当局は議員の求めに対して、積極的に情報開示に努めるべき。 ○ 特に常任委員会において、重要事案に対しては、委員会の求めに応じて、市長・副市長が積極的に出席して、説明責任を果たすべき。 ○ 100条委員会については、その権限をフルに使って真相解明にあたるとともに、市民からの陳情・請願についても積極的に応じるべき。 ○ これらは、いずれも当局側、議会側の姿勢の問題であり、条例などで明文化してまで担保することでもないとする。
<p>たちあがれ日本</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 100条委員会をみだりに設ける必要はなく、関係する常任委員会における審議で足りる。 ○ その際、委員外議員の出席について配慮をすべきである。 ○ さらに、学識経験者等の意見の聴取も必要に応じて考えるべきである。

○地方自治法176条問題(議会の再議の扱い)

民主党	○ 再議は首長の権限(対抗手段)であり, 現行でよい。
自由民主党	○ 議会は行政機関の一部ではない事を明確化するため, 「特別拒否権」については, 他都市とも連携して地方自治法改正を求めるべきである。
公明党	○ 「特別拒否権」については, 知事の裁定や司法機関での判断を規定しているが, この規定に妥当性はなく, やはり, 民意に判断を委ねるべきである。 ○ ただし, この地方自治法の規定を議会基本条例で排除することはできないため, 国会における議論に委ねるしかない。
日本共産党	○ 特別拒否権について, 現行法では, 都道府県知事, 総務大臣等, 行政・政府当局に, 議決を取り消す手段を保障しているが, 議会としてそれに対抗するには裁判のみ, というのは問題がある。
みんなの党	○ 将来の検討課題とする。
自民党神戸	○ 法律範囲内ですとす。
新社会党	○ 法改正に及ぶ課題も含まれることから, 今後の課題として考えるべき。
住民投票☆市民力	○ 地方自治法第176条は首長優位の色彩が強いと考えるが, この問題は地方自治法の見直しが必要であり, 議会として独自で明文化するのは, まだ, 無理がある。
たちあがれ日本	○ 再議に付するような事態を生じないよう, 執行機関側との調整に努めるべきである。

○通年議会

民主党	<p>○ 年2回の会期とし、2月に第1回定例会を6月末まで開会し、9月中頃に第2回定例会を12月中頃まで開催する。</p>
自由民主党	<p>○ 通年議会将来的には目指すべき、導入時には「三重県議会」で導入されているような、年2回の会期制も検討に値すると思われる。</p> <p>○ 長による専決処分をなくすべく、いつでも議会が対応出来る体制を作る。その際、執行機関の事務負担の軽減、委員会等への当局側出席者絞込みなどを行い、通常業務に支障ないようなシステムをつくる。</p>
公明党	<p>○ 長の専決事項をなくすために、また、積極的な議会での議論、検討、政策提案、条例制定などを進めるためには、長の議会招集を待たずいつでも活動できるように、議会の会期を通年化することが望ましい。</p> <p>○ ただし、執行機関の業務をいたずらに妨げたりすることは回避しなければならず、基本条例を制定する場合には、議会として長と協議して効果的、効率的な議会運営に努めることもあわせて明記すべきである。</p>
日本共産党	<p>○ 通年議会のメリットとして、市長の専決処分がなくなるということ、また、議長が本会議を招集できるということがあげられる。</p> <p>○ 逆に、デメリットとしては、とくに、一事不再議の取り扱いが問題になってくる。通年議会で一事不再議とされれば、請願、陳情が激減する可能性も否定できない。</p> <p>○ さらに、緊急に本会議開会となれば、議会や会派の日程にも影響が出ることも懸念され、当局側の日程や業務に与える影響も考えられる。</p> <p>○ これらの点も含めて、市民の政治参加、議会への関心を高めることにつながるのかどうかという点を基本に議論することが必要である。</p> <p>○ なお、参考人招致や公聴会の開催はいまでも実現は可能であり、もっと積極的に活用すべきであり、そのために必要な日程を確保することも、可能である。</p>
みんなの党	<p>○ 通年議会には賛成であり、先ず、前段階として定例会招集を2回に改め、議事運営等の効率化を目指すべき。</p> <p>○ 同時に、会期等の見直しに関する検証検討プロジェクト会議を設置し、引き続き定例会年2回制を継続するか、通年議会を目指すかを討議すべき。</p> <p>○ 又、議会日程に関しては職員とのコンセンサスをはかる。</p>
自民党神戸	<p>○ 若干の期間延長をして、専決処分の減少を図るべき。</p> <p>○ 緊急を要する場合の市長にしかない市会開会権の問題は、過去を振り返っても、余り改善の必要性を感じない。</p>
新社会党	<p>○ 長の専決処分がなくなる、議員提案の議案はいつでも提出・受理できる、委員会の閉会中の継続審査の手続が不用など、議会が機動的に活動できるため、長期間の会期設定、あるいは通年議会を導入すべき。</p>

住民投票☆市民力	○ 原則的に「通年議会」に賛成。できる限り専決処分がないよう、議会チェックが出来る機会を担保すべき。
たちあがれ日本	○ 通年議会とすべきである。これにより、本会議や委員会の総括質疑を2～3日間とするなど、審議の充実を図るべきである。

○本会議における質疑の在り方

<p>民主党</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一問一答 <ul style="list-style-type: none"> * 原則導入すべき。ただ、再質問からの導入が適当であると考えており、今後、具体的な方法や持ち時間等の検討が必要。 ○ 反問権 <ul style="list-style-type: none"> * 質問の趣旨を確認することにとどめる。 ○ 議員間討議について <ul style="list-style-type: none"> * 一定の制限を設けながら導入することを検討。 ○ 一般質疑・一般質問制度の創設
<p>自由民主党</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一問一答 <ul style="list-style-type: none"> * 一問一答方式を導入すべき。すでに委員会では一問一答方式に近い形で再質問が行われており、導入は問題ないと思われる。 ○ 反問権 <ul style="list-style-type: none"> * 質問の内容、意味合いの確認及び事実誤認のある場合の指摘程度に制約すべきである。 ○ 議員間討議 <ul style="list-style-type: none"> * この度の検討会等特別に設置する委員会等では有効と思われる。 ○ 質疑時間の厳格化 <ul style="list-style-type: none"> * 決められた質疑時間をオーバーする事の無いよう、議長が厳格に時間の管理を行うべき。
<p>公明党</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一問一答 <ul style="list-style-type: none"> * 一問一答方式での質疑も可能とし、従来の質疑方式でも一問一答方式でも質疑者の自由で委ねてはどうか。
<p>日本共産党</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一問一答 <ul style="list-style-type: none"> * 質疑の論点を明確にするためにも、早急に導入することを提案したい。その際、答弁時間と質問時間は分離すべき。そのために、本会議開催日数を増やすことも必要。 ○ 反問権 <ul style="list-style-type: none"> * 当局と比べて情報量に大きな差があるため、現状では適当ではない。 ○ 議員間討議 <ul style="list-style-type: none"> * 政府などへの意見書案や議会として一致できる範囲で政策提起する場合に、議員間討議を行うことは有効。

<p>みんなの党</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一問一答 <ul style="list-style-type: none"> * 賛成。 ○ 反問権 <ul style="list-style-type: none"> * 将来的にあり方を考えるべき。 ○ 議員間討議 <ul style="list-style-type: none"> * 委員長報告の際に、議員間で質疑が行なわれてもよい。 ○ その他 <ul style="list-style-type: none"> * 質疑、質問者の答弁時間内であれば何度でも再質疑、質問出来るようにすべき。 * 質疑、質問時間の延長と答弁時間からの分離を行なうべき。
<p>自民党神戸</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一問一答 <ul style="list-style-type: none"> * 原則禁止。 ○ 反問権 <ul style="list-style-type: none"> * 議員側の政策提案能力の向上の後に、改めて議論する。 ○ 議員間討議 <ul style="list-style-type: none"> * 本会議ではなく、委員会単位にて行う。 * 「検討会」と言ったような新しい公式な議論の場を作る。 ○ その他 <ul style="list-style-type: none"> * 代表質問は、自ら主張することを中心にし、答弁回数は1回で了とする。 * 現在の議案外質問を一般質問とし、最終日に、ある程度の時間をとり、て同一会派でも複数の議員が質問できるようにする。
<p>新社会党</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一問一答 <ul style="list-style-type: none"> * わかりやすい議論を確保し、議案の審議を十分深めるためにも、選択できるようにすべき。 ○ 反問権 <ul style="list-style-type: none"> * 質疑の論点を整理し、争点を明確にするため、反問権を付与すべき。 ○ 議員間討議 <ul style="list-style-type: none"> * 政策の論点や課題を明確化し、審議を深め、議員の資質向上を図るためにも議員間討議は採用すべき。
<p>住民投票☆市民力</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一問一答 <ul style="list-style-type: none"> * 論点がわかりやすいように、議員の求めに応じて採用すべき。 * 当局の答弁時間が長いので、「質問」時間だけをカウントする。 ○ 反問権 <ul style="list-style-type: none"> * 論点整理のためであればよいが、質問そのものを否定するような「反問」は、議会のチェック機能を侵害するものであり、あえて付与する必要はない。 ○ 議員間討議 <ul style="list-style-type: none"> * 議員提案議案以外は不要。 ○ その他 <ul style="list-style-type: none"> * 現行の会派別「議案外質問」を議員別「一般質問」に改め、議員個人の質問として、平等に時間配分を行う。(例えば、一人30分) * 議員の求めに応じて、本会議でも当該局長の答弁を許す。 * 承認人事案件等の議会報告は従来通りで問題ない。 * 発言時間については、「一般質問」新設で増やすべき * 質問時間と答弁時間の分離は賛成 * 本会議日程は、「一般質問」新設で増やすべき

たちあがれ日本	<ul style="list-style-type: none">○ 一問一答<ul style="list-style-type: none">* 質問者に選択が認められるようにする。○ 反問権<ul style="list-style-type: none">* 執行機関側に認めるべきである。○ 議員間討議<ul style="list-style-type: none">* 改めて制度化する必要はない。* 市長以外の答弁を広げるべきである。
---------	---

○委員会活動の活性化

<p>民主党</p>	<p>○ テーマ設定 * 重要なテーマを複数設置し、政策の検証が行われる方法を導入することにより、市民の意見反映等ができるシステムを創る。</p> <p>○ 毎月開催になるのであれば、担当部局の業務内容ごとに審議や討議、質問などができるようにしていけば、内容の濃い委員会運営ができる。</p> <p>○ 当局は課長以上の出席でよい。</p>
<p>自由民主党</p>	<p>○ テーマの設定 * テーマを設定すると、かえって議論が狭まる可能性があり、注意が必要。</p> <p>○ 出先機関の視察 * 各常任委員会の所管する局の出先機関を、任期4年間(委員が変更しても)のうちすべて視察し、状況の把握を行い改善すべき点を示す。 * その際当局側の負担を減らす為、説明職員は現地職員を基本とする。 * 管内視察が形骸化しているため、根本的に見直すことが必要。</p>
<p>公明党</p>	<p>○ 委員長のもと、執行機関からの議案のみならず、委員会独自の調査、そしてそれにもとづく政策提案、条例提案にかかる議員相互の議論を活発に行う努力が求められる。</p> <p>○ 議会基本条例には必ずしも規定する必要はないかと思うが、議会活動の中心を委員会に置くとすれば、理念的、宣言的規定として設けることもかまわない。</p>
<p>日本共産党</p>	<p>○ テーマを設定して、深い議論を行うことは否定するものではない。しかし、毎回の委員会で、テーマ以外の質疑も必ず保障すべき。</p> <p>○ また、議員間討議を主とするのか、当局への質疑を中心とするのかで、必要度は変わってくる。</p> <p>○ なお、テーマ設定にあたっては、委員全員で検討することが必要。</p>
<p>みんなの党</p>	<p>○ 期間を決めて特定のテーマを集中的に議論することのみならず、定期的に委員会内で当局を除いた“議員間討議”を行うことにより、議会として論点の形成に努力すべき。</p> <p>○ 硬直化しているともいえる委員会のあり方について、議論すべき。 * 外特委の審査対象を常任委員会にまわし、外特委では、現在審査対象外となっている出資比率50%未満の団体から役員の出席を求めて、事業概要の聴取、質疑を行う。 * 「区政特別委員会」等を設置して地域の行政に議会がもっと関与すべき。 * 当局からの事業説明は、効率化に努め、資料の配布時期に関しては開催の2週間前を目指すべき。 * 委員会資料に関しては事前にネットで公開し、市民も共有すべき。</p>

<p>自民党神戸</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「意見表明」の際に、もう少し議員間討議の場所作りを行う。 ○ 「検討会」と言った場所作りを行い、テーマに応じて議員間討議の機会を増やす。 ○ いずれの場合でも、議員間討議の目標は議会全体の意見の集約を図る事とすることである。但し、時間経過にはある程度の限界をつけ、最後は多数決採決を行う。 ○ 一つのテーマを掘り下げていく姿勢は大事な事。 ○ もちろん、一問一答形式を推進すると共に、反問権については、議会側の実力を鑑みながら、認める方向性で検討する。 ○ 質疑・質問時間と答弁時間の管理を分ける。
<p>新社会党</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 委員会日程を増やし、十分な審査日程を確保しつつ、委員会ごとに研究テーマを設定して調査・研究を行うべき。 ○ その際、議員間自由討議も取り入れるべき
<p>住民投票☆市民力</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ テーマ設定については、従来通り、臨機応変でよい。 ○ その他 <ul style="list-style-type: none"> * 常任委員会資料の1週間前配布には賛成 * 外特委の審査対象については、現行通りで可
<p>たちあがれ日本</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 委員会は、月2～3回開催してもよいと考えており、テーマを設定して行うことにも賛成である。 ○ 委員会(予算・決算)の質問順について、現状では大会派順であるが、緊張感を与え、活発化に資するためにも抽選制とする。 ○ 全会一致で採択した請願・陳情については、その処理経過を毎月でも委員会で報告させるべき。 ○ 本会議における場合と同様、執行機関側の答弁について、局長以外の答弁を広げるべき。

○予算編成過程や議案の賛否のための情報開示

<p>民主党</p>	<p>○ 予算編成過程の状況については、執行機関が議員に情報公開し、議員が議論に加わることができたらよい。</p> <p>○ 三重県議会のように、予算に議会の政策と事業がもっと反映できる仕組みが必要である。(予算編成権が首長にあることを前提に)</p>
<p>自由民主党</p>	<p>○ 予算編成に関与できる環境を整える。予算編成に関わる「仮称:政策立案委員会」的な委員会を立ち上げる。</p> <p>○ 行政の意思決定過程のチェック。予算・決算等、当局における意思決定過程に議会が関与できるようにする。</p> <p>○ 議会の政策立案能力を高める事がなにより重要である。</p>
<p>公明党</p>	<p>○ 予算編成過程や議案の賛否のための情報開示については、執行機関は特段の事情がない限り、当然、真摯に応えるべきものである。</p> <p>○ これらの情報開示の請求について、議会基本条例の制定に際しては、議会が執行機関に求める情報請求権として明記することも必要ではないか。</p>
<p>日本共産党</p>	<p>○ 予算の編成過程はもちろん、各施策についても確定に至る経過の透明化も求められている。</p> <p>○ 議会への情報開示はもちろんのこと、各議員、会派が求める情報、資料についても迅速な対応が必要。</p>
<p>みんなの党</p>	<p>○ 予算編成過程や議案の賛否のための情報開示は必要不可欠である。</p> <p>○ 各局の予算編成過程、予算要求内容を12月議会に事前開示し、質疑をへて予算原案に対する議会としての意見を市長に提出する。</p> <p>○ こうした手続きを経た後、改めて市長が3月議会で予算案を上程する。</p>
<p>自民党神戸</p>	<p>○ 編成過程の開示の必要性は認められない。</p> <p>○ むしろ、予算編成の前に「予算教書」を議会から市長に提出し、その後市長より提出された予算案を、その教書と比較する事で、チェック機能の強化を図る。</p> <p>○ 例えば、9月市会終了と同時に「予算教書検討会」を開会するなど、別項(政策立案・提言機能)にて議論して欲しい。</p>
<p>新社会党</p>	<p>○ 議会審議を通じて政策水準の一層の向上をはかり、審議が深められるよう、必要かつ分かりやすい情報を開示するよう努めるべき。</p>
<p>住民投票☆市民力</p>	<p>○ これは「議会改革」というより、むしろ「行政改革」の一環として当局に進めてもらいたい。</p> <p>○ 特に、予算編成過程の「見える化」は、行政の説明責任を果たす観点で、さらに積極的に進めてほしい課題である。</p>

たちあがれ日本	<ul style="list-style-type: none">○ 執行機関側は、よく「選択と集中」を強調するが、どのような複数の考え方からどう いう理由で選択したのか、その具体的な過程について、もっと思い切った情報開示を 進めるべきである。○ また、会派の予算要望については、少数会派に対して説明の機会が設けられてい ないが、少なくとも国会における質問主意書のごとく、文書によるやりとりは確保すべ きである。○ 逆に、議員にしか入ってこない情報もあり、双方の情報の非対称性を解消する必 要がある。
---------	---